(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			_			(新規)
		資料番号	2 3		担当課	建築住宅課
高齢者の居住の安定確保に する法律	二関 根拠条項	第 27 条第 1 項	不利益処 分の種類	登		- 高齢者向け住宅 在不明者等に関 消し
(所在不明者等の登録の取消し第二十七条 都道府県知事は、登録いては、その役員の所在)を確知でその事実を公告し、その公告の日だ業の登録を取り消すことができる。	禄事業者の事務所(きない場合におい いら三十日を経過)	て、国土交通省	令・厚生労働	動省	令で定める	ところにより、